



鳥取県公報

平成 26 年 5 月 30 日 (金)
号外第 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (37) (子ども発達支援課) 3
	鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (38) (水・大気環境課) 4
◇ 人委規則	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する 規則 (16) (給与課) 11

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法施行令の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 用語を定義する規定中引用する児童福祉法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部が改正され、解体等工事を施工しようとする者に事前調査結果の説明等が義務づけられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 解体等工事に係る事前調査結果の説明は、次の事項を書面に記載して、当該調査の終了後速やかに行うものとする。
 - ア 調査を終了した年月日
 - イ 調査の方法
 - ウ 調査の結果
- (2) 解体等工事に係る事前調査結果の掲示は、調査を行った者の氏名、調査の方法等を工事の開始の日から、石綿粉じん排出等作業に係る掲示の開始の日又は工事の終了の日まで行うものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成26年6月1日とする。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2・3 略 4 この規則において「市町村民税非課税者」とは、障害児の保護者又は障害者が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号） <u>第24条第4号</u> 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第17条第4号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。 5 この規則において「低所得者」とは、障害児の保護者又は障害者が児童福祉法施行令第24条第2号 <u>若しくは第3号</u> 又は障害者総合支援法施行令第17条第2号ロ若しくは第3号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。 6～9 略	(定義) 第2条 略 2・3 略 4 この規則において「市町村民税非課税者」とは、障害児の保護者又は障害者が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号） <u>第24条第3号</u> 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第17条第4号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。 5 この規則において「低所得者」とは、障害児の保護者又は障害者が児童福祉法施行令第24条第2号又は障害者総合支援法施行令第17条第2号ロ若しくは第3号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。 6～9 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第38号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(作業基準)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(事業者が行う調査等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる工場等において行う調査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定粉じん排出等作業を行うために隔離された作業室（以下この項において「作業室」という。）の前室の入口において、特定粉じん排出等作業の作業中に1回以上、大気中の石綿の濃度を測定すること。</p> <p><u>(3) 作業室の集じん・排気装置の排気口において、特定粉じん排出等作業の開始後速やかに、粉じんの濃度を測定すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 事業者は、調査を行ったときは、大気中の石綿又は粉じんの濃度、調査をした者の氏名、調査の年月日、時間、箇所及び方法並びに調査時の天候を記録簿、写真その他の資料（以下「記録簿等」という。）に記録し、当該記録簿を50年間保存するものとする。</p> <p>6・7 略</p> <p>(事前調査)</p> <p>第6条の2 条例第6条の2第1項の規定による調査（以下この条から第6条の4までにおいて「調査」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。ただし、第1号の方法により吹付け石綿が使用されていないことが確認されたときは、第2号に規定する分析を行わないで、他の石綿含有材料等が</p>	<p>(飛散等防止基準)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(事業者が行う調査等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる工場等において行う調査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定粉じん排出等作業を行うために隔離された作業室（次号において「作業室」という。）の前室の入口及び集じん・排気装置の排出口において、特定粉じん排出等作業の作業中に1回以上、大気中の石綿の濃度を測定すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 事業者は、調査を行ったときは、大気中の石綿の濃度、調査をした者の氏名、調査の年月日、時間、箇所及び方法並びに調査時の天候を記録簿、写真その他の資料（以下「記録簿等」という。）に記録し、当該記録簿を50年間保存するものとする。</p> <p>6・7 略</p> <p>(事前調査)</p> <p>第6条の2 条例第6条の2第1項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。ただし、第1号の方法により吹付け石綿が使用されていないことが確認されたときは、第2号に規定する分析を行わないで、他の石綿含有材料等が使用されているものと</p>

使用されているものとして、条例及び大気汚染防止法の規定を適用することができる。

(1)・(2) 略

2・3 略

(事前調査結果の説明)

第6条の3 条例第6条の3第1項の規定による説明

は、調査の終了後速やかに行うものとする。この場合において、解体等工事が報告対象工事又は届出対象工事に該当するときは、災害その他の非常の事態の発生により当該解体等工事を緊急に行う必要がある場合を除き、説明の日と解体等工事の開始の日との間に14日以上の間を置かなければならない。

2 条例第6条の3第1項本文前段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 調査を終了した年月日

(2) 調査の方法

(3) 調査の結果

3 条例第6条の3第1項本文後段の規則で定める事項は、報告対象工事にあつては第6条の5第3項に規定する事項と、届出対象工事にあつては第7条第3項に規定する事項とする。

4 調査を行った者は、解体等工事が報告対象工事又は届出対象工事に該当するときは、当該解体等工事の発注者が行う条例第6条の4第1項の規定による報告又は条例第7条第1項の規定による届出に協力しなければならない。

(事前調査結果の掲示)

第6条の4 条例第6条の3第2項の規定による掲示

は、解体等工事の開始の日から、解体等工事が特定工事に該当する場合にあつては条例第7条の3第1項の規定による掲示を開始する日まで、解体等工事が特定工事に該当しない場合にあつては解体等工事が終了する日まで行うものとする。

2 条例第6条の3第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 調査を終了した年月日

(3) 調査の方法

(4) 解体等工事が特定工事に該当する場合は、石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等(以下「作業対象建築物等」という。)の部分における石綿含有材料等の種類

して、条例及び大気汚染防止法の規定を適用することができる。

(1)・(2) 略

2・3 略

<p>(事前調査結果の報告)</p> <p><u>第6条の5</u> 条例第6条の4第1項の規則で定める建築物等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であって、平成8年までに建築されたものとする。</p> <p>2 条例第6条の4第1項本文又は第2項の規定による報告は、事前調査結果報告書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>3 条例第6条の4第1項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>報告対象工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>条例第6条の3第1項の規定による説明を受けた年月日</u></p> <p>4 条例第6条の4第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第6条の2第1項第2号に規定する分析を行った場合は、当該分析に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し</u></p>	<p>(事前調査結果の報告)</p> <p><u>第6条の3</u> 条例第6条の3第1項の規則で定める建築物等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であって、平成8年までに建築されたものとする。</p> <p>2 条例第6条の3第1項本文又は第2項の規定による報告は、事前調査結果報告書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>3 条例第6条の3第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>注文者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先</u></p> <p>(2) <u>届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先</u></p> <p>(3) 略</p> <p>4 条例第6条の3第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前条第1項第2号に規定する分析を行った場合は、当該分析に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し</u></p>
<p>(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第1項第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 作業対象建築物等の構造</p> <p>(2) <u>届出対象工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>条例第6条の3第1項の規定による説明を受けた年月日</u></p> <p>4 略</p>	<p>(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等（以下「作業対象建築物等」という。）の構造</u></p> <p>(2) <u>注文者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先</u></p> <p>(3) <u>届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先</u></p> <p>(4) 略</p> <p>4 略</p>
<p>(処理予定量等の届出)</p> <p>第8条 条例第10条第1項又は第2項の規定による届</p>	<p>(処理予定量等の届出)</p> <p>第8条 条例第10条第1項の規定による届出は、石綿</p>

出は、石綿含有材料等処理予定量届出書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第10条第3項の規定による報告は、石綿含有材料等処理状況報告書（様式第4号）によるものとする。

3 略

様式第1号（第6条の5関係）

年 月 日

事前調査結果報告書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名 ⑩

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

吹付け石綿の使用の有無を調査したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項本文（第2項）の規定により、次のとおり報告します。

報告対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
--	--

報告対象建築物等の概要	略
-------------	---

略

報告対象工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先	
----------------------------	--

下請負人が作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

条例第6条の3第1項に基づく

説明を受けた年月日	年 月 日
-----------	-------

注 1 略

2 条例第6条の3第1項に基づく説明を受けた年月日欄は、報告対象工事を自ら施工する場合は記入しないこと。

3 略

添付書類 略

含有材料等処理予定量届出書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による報告は、石綿含有材料等処理状況報告書（様式第4号）によるものとする。

3 略

様式第1号（第6条の3関係）

年 月 日

事前調査結果報告書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏 名 ⑩

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

吹付け石綿の使用の有無を調査したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の3第1項本文（第2項）の規定により、次のとおり報告します。

報告対象建築物等の概要	略
-------------	---

略

注文者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先	
---	--

届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先

下請負人が作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

注 1 略

2 略

添付書類 略

別紙 略

様式第 2 号 (第 7 条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 Ⓔ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第 7 条第 1 項本文 (第 2 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
届出対象工事の場所	
略	
届出対象工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先	
下請負人が石綿粉じん排出等作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先	
条例第 6 条の 3 第 1 項に基づく説明を受けた年月日	年 月 日

注 1・2 略

3 条例第 6 条の 3 第 1 項に基づく説明を受けた年月日欄は、届出対象工事を自ら施工する場合は記入しないこと。

4 略

添付書類 略

別紙 略

様式第 3 号 (第 8 条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況報告書

別紙 略

様式第 2 号 (第 7 条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 Ⓔ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第 7 条第 1 項本文 (第 2 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象工事の場所	
略	
注文者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに連絡先)	
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	
下請負人が石綿粉じん排出等作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先	

注 1・2 略

3 略

添付書類 略

別紙 略

様式第 3 号 (第 8 条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況報告書

職 氏名 様

郵便番号

住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況報告書

職 氏名 様

郵便番号

住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第3項の規定により、次のとおりその状況を報告します。

略

注 略

様式第5号(第10条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県石綿健康被害防止条例(抜すい)
(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物

職 氏名 様

郵便番号

住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況報告書

職 氏名 様

郵便番号

住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第2項の規定により、次のとおりその状況を報告します。

略

注 略

様式第5号(第10条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県石綿健康被害防止条例(抜すい)
(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を

等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア 第6条の4第1項又は第2項の規定による報告

イ 略

ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第3項の規定による報告

エ 略

(2) 第6条第2項、第6条の5第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の5第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。

(3) 略

2・3 略

検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア 第6条の3第1項又は第2項の規定による報告

イ 略

ウ 第10条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による報告

エ 略

(2) 第6条第2項、第6条の4第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。

(3) 略

2・3 略

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5 月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第16号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（一般の派遣職員の給与） 第3条 略 2・3 略 4 外務職員給与年額の算定に当たっては、当該一般の派遣職員は、勤務成績が良好な外務職員（外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員をいう。）に該当するものとして、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号） <u>第8条第6項</u> の規定により昇給し、同法第19条の7第1項の規定により勤勉手当の支給を受けるものとする。 5～7 略	（一般の派遣職員の給与） 第3条 略 2・3 略 4 外務職員給与年額の算定に当たっては、当該一般の派遣職員は、勤務成績が良好な外務職員（外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員をいう。）に該当するものとして、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号） <u>第8条第5項</u> の規定により昇給し、同法第19条の7第1項の規定により勤勉手当の支給を受けるものとする。 5～7 略

附 則

この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の施行の日から施行する。